

公益財団法人山田長満奨学会寄附金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人山田長満奨学会(以下「奨学会」という。)が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 本規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

2 奨学会は常時、寄附金を募ることができる。

(領収証等の送付)

第3条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び領収証を寄附者に送付するものとする。

2 前項の領収証には、奨学会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第4条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

(1) 法令に抵触するときのほか、奨学会の業務遂行上支障があると認められるとき及び奨学会が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。

(2) 寄附者が寄附金の用途を特定して寄附する場合において、その用途が定款第4条に定める奨学会の目的の達成に資するものでないとき。

(情報公開)

第5条 奨学会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(補則)

第6条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月18日評議員会議決)